

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
天共第10号	天草漁業協同組合	天草市志柿町、下浦町、亀場町、横浦町、新和町及び同市河浦町宮野河内地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点4を順次に結んだ線並びにキとクを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第179号(天草市深海町と同市河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界) 基点2 熊本県漁場基点天第181号(天草市河浦町上の島崎灯台) 基点3 熊本県漁場基点天第183号(天草市河浦町宮野河内女島の押隠し鼻東端) 基点4 熊本県漁場基点天第215号(天草市下浦町と同市梧本町との海岸線における境界(船瀬鼻南端)) ア 基点1と天草市河浦町産島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ10度43分の線と天草市新和町立の鼻から河浦町上の島西端を見通した線とが交わるところ イ 基点2と鹿児島県津島黒島崎の鼻を見通した線から基点2を基点として右へ17度・300メートルのところ ウ 基点3と鹿児島県津島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ35度10分・1,800メートルのところ エ 基点3と鹿児島県津島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ1度40分・2,000メートルのところ オ 天草市新和町立の鼻から同市御所浦町葛籠島山頂を見通した線上、立の鼻から1,260メートルのところ カ 基点4から御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点4から900メートルのところ キ 天草市横浦町大門港記念碑 ク 天草市志柿町十文字新開北側樋門	第1種共同漁業、第2種共同漁業、第3種共同漁業	(第1種共同漁業) ひとえくさ(あおさ)漁業 あさりのり漁業 もくづ漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 ほんだわら漁業 てんぐさ漁業 ふりのり漁業 つものた漁業 おごりのり漁業 ときかのり(とさか)漁業 みりん(みる)漁業 いぎす(いぎりす)漁業 まじり(海人草)漁業 さざえ漁業 ばい漁業 にな(みな)漁業 いがい(くろち)漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 まてがい漁業 とりがい(ちどりがい)漁業 ぎんたか(はま(し)つか)漁業 みくりがい(あまにし)漁業 たご漁業 うに漁業	(第1種共同漁業) ひとえくさ(あおさ)漁業 あさりのり漁業 もくづ漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 ほんだわら漁業 てんぐさ漁業 ふりのり漁業 つものた漁業 おごりのり漁業 ときかのり(とさか)漁業 みりん(みる)漁業 いぎす(いぎりす)漁業 まじり(海人草)漁業 さざえ漁業 ばい漁業 にな(みな)漁業 いがい(くろち)漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 まてがい漁業 とりがい(ちどりがい)漁業 ぎんたか(はま(し)つか)漁業 みくりがい(あまにし)漁業 たご漁業 うに漁業	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	天草市志柿町、下浦町、亀場町、横浦町、新和町及び同市河浦町宮野河内	(1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所であり、漁業を営んではならない。 (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
天共第11号	倉岳町漁業協同組合外1組合	天草市梧本町及び同市倉岳町地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線並びにカと基点2を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第215号(天草市下浦町と同市梧本町との海岸線における境界(船瀬鼻南端)) 基点2 熊本県漁場基点天第227号(上天草市龍ヶ岳町切支丹鼻南端) 基点3 熊本県漁場基点天第229号(上天草市龍ヶ岳町横島南端) 基点4 熊本県漁場基点天第232号(上天草市龍ヶ岳町大連進港地の浦東側防波堤北西端) ア 基点1から天草市御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点1から900メートルのところ イ 天草市倉岳町阿所の浦橋東角から黒島北東端を見通した線上、阿所の浦橋東角から1,700メートルのところ ウ 基点3と基点4を見通した線から基点3を基点として右へ17度55分・2,295メートルのところ エ 基点3と基点4を見通した線から基点3を基点として右へ17度30分・1,000メートルのところ オ 天草市(上天草市)横島西海岸における上天草市と天草市との境界 カ 横島北端	第1種共同漁業、第2種共同漁業、第3種共同漁業	(第1種共同漁業) ひとえくさ(あおさ)漁業 あさりのり漁業 もくづ漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 ほんだわら漁業 てんぐさ漁業 ふりのり漁業 つものた漁業 おごりのり漁業 ときかのり(とさか)漁業 みりん(みる)漁業 いぎす(いぎりす)漁業 まじり(海人草)漁業 さざえ漁業 ばい漁業 にな(みな)漁業 いがい(くろち)漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 まてがい漁業 とりがい(ちどりがい)漁業 ぎんたか(はま(し)つか)漁業 みくりがい(あまにし)漁業 たご漁業 うに漁業	(第1種共同漁業) ひとえくさ(あおさ)漁業 あさりのり漁業 もくづ漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 ほんだわら漁業 てんぐさ漁業 ふりのり漁業 つものた漁業 おごりのり漁業 ときかのり(とさか)漁業 みりん(みる)漁業 いぎす(いぎりす)漁業 まじり(海人草)漁業 さざえ漁業 ばい漁業 にな(みな)漁業 いがい(くろち)漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 まてがい漁業 とりがい(ちどりがい)漁業 ぎんたか(はま(し)つか)漁業 みくりがい(あまにし)漁業 たご漁業 うに漁業	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	天草市梧本町及び同市倉岳町	(1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所であり、漁業を営んではならない。 (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
天共第12号	横島漁業協同組合外2組合	上天草市龍ヶ岳町及び同市姫戸町地先	次の基点1とアを結んだ線並びにイ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ及び基点9を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第227号(上天草市龍ヶ岳町切支丹鼻南端) 基点2 熊本県漁場基点天第219の1号(上天草市龍ヶ岳町ダケノ島南端) 基点3 熊本県漁場基点天第230号(天草市御所浦町猿子島北西端) 基点4 熊本県漁場基点天第231号(天草市御所浦町横浦島北端) 基点5 熊本県漁場基点天第233号(上天草市龍ヶ岳町鹿野村鼻南端) 基点6 熊本県漁場基点天第236号(上天草市龍ヶ岳町横島南端) 基点7 熊本県漁場基点天第239号(上天草市龍ヶ岳町横島経路の首東端) 基点8 熊本県漁場基点天第248号(上天草市姫戸町船揚島東端) 基点9 熊本県漁場基点天第249号(上天草市姫戸町と同市島崎との海岸線における境界) 基点10 熊本県漁場基点天第266号(天草市御所浦町風口島北端) 基点11 熊本県漁場基点天第229号(上天草市龍ヶ岳町横島南端) 基点12 熊本県漁場基点天第232号(上天草市龍ヶ岳町大連進港地の浦東側防波堤北西端) 基点13 熊本県漁場基点天第222号(天草市御所浦町西原島北端) 基点14 熊本県漁場基点天第228号(上天草市龍ヶ岳町横島北端) ア 上天草市龍ヶ岳町横島北端 イ 横島西海岸における上天草市と天草市との境界 ウ 基点11と基点12を見通した線から基点11を基点として右へ17度30分・1,000メートルのところ エ 基点11と基点12を見通した線から基点11を基点として右へ17度55分・2,295メートルのところ オ 基点2と天草市下浦町戸の崎南端を見通した線から基点2を基点として右へ21度25分・1,100メートルのところ カ 基点2から天草市新和町横山山頂を見通した線上、基点2から1,100メートルのところ キ 基点2から天草市御所浦町牧島大連進港地を見通した線上、基点2から220メートルのところ ク 基点2と大連進港地を見通した線から基点2を基点として右へ296度3分・310メートルのところ ケ 基点13から龍ヶ岳町龍草島山頂を見通した線上、基点13から270メートルのところ コ 基点13から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点13から180メートルのところ サ 基点3と龍ヶ岳町横島島手出港を見通した線から基点3を基点として右へ4度23分・450メートルのところ シ 基点11から御所浦町牧島やキ崎東端を見通した線上、基点11から900メートルのところ ス 基点4と基点14を見通した線から基点4を基点として右へ35度30分・360メートルのところ セ 基点5と基点4を見通した線から基点5を基点として右へ35度39分・270メートルのところ ソ 基点5と御所浦町アーク港防波堤灯台を見通した線から基点5を基点として右へ295度52分・1,435メートルのところ タ 基点10と龍ヶ岳町横島南端を見通した線から基点10を基点として右へ5度15分・2,370メートルのところ チ 基点5とアーク港防波堤灯台を見通した線から基点5を基点として右へ25度25分・3,928メートルのところ テ 基点6と御所浦町風口山山頂を見通した線から基点6を基点として右へ325度59分・1,500メートルのところ ト 基点6と天草市北岸横山山頂を見通した線から基点6を基点として右へ27度5分・1,800メートルのところ ナ 基点7と天草市北岸横山山頂を見通した線から基点7を基点として右へ10度8分・1,100メートルのところ ネ 龍ヶ岳町横島北端から八代市最底山山頂を見通した線上、黒島北端から1,000メートルのところ	第1種共同漁業、第2種共同漁業、第3種共同漁業	(第1種共同漁業) ひとえくさ(あおさ)漁業 あさりのり漁業 もくづ漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 ほんだわら漁業 てんぐさ漁業 ふりのり漁業 つものた漁業 おごりのり漁業 ときかのり(とさか)漁業 みりん(みる)漁業 いぎす(いぎりす)漁業 まじり(海人草)漁業 さざえ漁業 ばい漁業 にな(みな)漁業 いがい(くろち)漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 まてがい漁業 とりがい(ちどりがい)漁業 ぎんたか(はま(し)つか)漁業 みくりがい(あまにし)漁業 たご漁業 うに漁業	(第1種共同漁業) ひとえくさ(あおさ)漁業 あさりのり漁業 もくづ漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 ほんだわら漁業 てんぐさ漁業 ふりのり漁業 つものた漁業 おごりのり漁業 ときかのり(とさか)漁業 みりん(みる)漁業 いぎす(いぎりす)漁業 まじり(海人草)漁業 さざえ漁業 ばい漁業 にな(みな)漁業 いがい(くろち)漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 まてがい漁業 とりがい(ちどりがい)漁業 ぎんたか(はま(し)つか)漁業 みくりがい(あまにし)漁業 たご漁業 うに漁業	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	上天草市龍ヶ岳町及び同市姫戸町	(1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所であり、漁業を営んではならない。 (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

[illegible]